

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第3回）検討結果

<p>(1) 情報への権利</p>	<p><b>【基本構想】</b>  <b>●市民は、情報を受ける権利、自ら取得する権利を有することを規定する。</b></p> <p><b>【条例原案】</b>          (情報への権利)          市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。</p> <p><b>【条例案】</b>          (情報への権利)          市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。</p> <p><b>【条例解説原案】</b>  <b>●情報を受ける権利、自ら取得する権利（アクセス権）について規定しています。市民が主体のまちづくりにおいて、市民が自ら考え、行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に十分提供されなければならないことを定めるものです。</b></p> <p><b>【条例解説案】</b>  <b>●情報を受ける権利、自ら取得する権利（アクセス権）について規定しています。市民が主体のまちづくりにおいて、市民が自ら考え、行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に十分提供されなければならないことを定めるものです。</b></p>
<p>(2) 情報共有制度</p>	<p><b>【基本構想】</b>  <b>●市は、まちづくりに関する情報を積極的に収集するばかりでなく、いつでも提供できるよう仕組みや体制を整備し、整理保存すべきことを規定する。</b></p> <p><b>【条例原案】</b>          (情報共有制度)          市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制の整備について必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>【条例案】</b>          (情報共有制度)          市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制の整備について必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>【条例解説原案】</b>          市民への情報提供について、情報公開条例を適切に運用することを定めるものです。</p> <p><b>【条例解説案】</b>          市民への情報提供について、情報公開条例を適切に運用することを定めるものです。</p>
<p>(3) 情報収集・管理</p>	<p><b>【基本構想】</b>  <b>●市は、市政運営に必要な情報を常に収集すべきこと及び保有する情報を適正に管理しなければならないことを規定する。</b></p> <p><b>【条例原案】</b>          (情報収集及び管理)          市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p><b>【条例案】</b></p>

	<p>(情報収集及び管理)</p> <p>市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について、ベンチマーキングなどの手法により常に収集すべきことと、所在を明確にし、必要ときに職員の誰もが引き出せるようファイリングシステムの充実による情報の適正管理について定めています。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について、常に収集すべきことと、所在を明確にし、必要ときに職員の誰もが引き出せるよう情報の適正管理について定めています。</p>
(4) 個人情報保護	<p>【基本構想】</p> <p>●市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【条例案】</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>情報の公開や提供は大切なことですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや市が収集し、保有する個人情報については、厳重に管理しなければならないことを定めています。本条例では基本的な事項を定めています。具体的には「生駒市個人情報保護条例」を適用します。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>情報の公開や提供は大切なことですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや市が収集し、保有する個人情報については、厳重に管理しなければならないことを定めています。本条例では基本的な事項を定めています。具体的には「生駒市個人情報保護条例」を適用します。</p>